第

3968

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2010年)平成22年 3月 31日 水曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

→ 中小企業倒産防止共済の掛金

Q:中小企業倒産防止共済の掛金の上限が引上げられるそうですが、どのようになるのですか?

A:次のようになります。

【解説】

近年、倒産件数の増加に加え、売掛金債権の額が高額化していることから、中小企業の連鎖倒産のリスクが非常に高くなっています。

そこで、政府ではセーフティネット機能の強 化等を図り、連鎖倒産リスクを軽減するため中 小企業倒産防止共済法を改正することとして います。

概要は次のとおりです。

- ① 掛金上限の改正 現行8万円から20万円に
- ② 掛金総額の改正 現行320万円から800万円に
- ③ 貸付限度額の改正現行3,200万円から8,000万円に
- ④ 貸付限度額等を政令事項に 貸付限度額等を政令事項にして、貸付限度 額の改正を迅速に行えるようにされます
- ⑤ 償還期間を延長 貸付限度額の引上げに伴って償還期間の上 限が5年から10年に延長されます
- ⑥ 共済事由に私的整理の一部を追加
- ⑦ 早期償還手当金を創設し、将来に備えた早 期返済を支援

期限前に償還した契約者には、前倒し期間 の金利分が還元されます







